

龜山市公告第70号

次の法定外公共物の用途を廃止するので、関係図面を龜山市建設部用地管理室に備え置いて、公告の日から2週間縦覧に供する。

平成27年9月16日

龜山市長 櫻井 義之

1 法定外公共物の種類

道路法（昭和27年法律第180号）の適用を受けない道路

2 法定外公共物の所在及び面積

龜山市菅内町字定脇1683番21地先 52.72㎡